



市 章

大津市公報

平 成 27 年 12 月 28 日
号 外 (第 73 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
130 大津市行政組織規則の一部を改正する規則.....	1
131 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
132 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則.....	1
133 大津市市税規則の一部を改正する規則.....	2
134 大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則.....	3
135 大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則.....	3
136 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則.....	5

規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第130号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項総務部の表総務課法規係の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

条例の公布等に関すること。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第131号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第14号中「、当該負傷等が」を「、当該負傷又は疾病（人工透析による通院治療を要するものを除く。以下この号において「負傷等」という。）が」に、「治ゆ」を「治癒」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第132号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表発達障害者等自発的活動費補助金の項の次に次のように加える。

計画相談支援等推進補助金	指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に対し、補助金を交付することにより、これらの円滑な実施を推進し、もって福祉の増進を図ること。
--------------	---

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第133号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則（昭和35年規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第50号（表）中

「

印

を

」

印 （署名の場合は、押印不要） （法人の場合は、代表者印を押印してください。）

に、「住基カード」を「個人番号カード」

に改める。

様式第70号（裏）中「あて先」を「宛先」に、

「

（特別徴収義務者） 住 所 〒 （所在地） 氏 名 （名 称）	印
---	---

を

」

特別 徴収 義務 者	住所（居所） 又は所在地										
	氏 名 又は名称	印									
	法人番号又は 個人番号 （右詰め）										

に改める。

附 則

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の大津市市税規則様式第50号の規定により調製した申請書は、この規則の施行後においてもこれを取り繕って使用することができる。

大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第134号

大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則

大津市病院事業財務規則(平成9年規則第60号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

3 帳簿は、経理課長が整理し、保管する。

第14条第1項中「作成し」の次に「、振替伝票を発行するとともに」を加え、同項に次のただし書を加え、同条第2項を削る。

ただし、調定と同時に収入の収納が行われる場合は、振替伝票の発行を省略することができる。

第15条第1項中「作成し」の次に「、振替伝票を発行するとともに」を加え、同条第2項を削る。

第19条中「企業出納員」を「各課の長」に改める。

第20条第1項中「決定するとともに」を「決定し、振替伝票を発行するとともに」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第21条第2項中「企業出納員」を「各課の長」に、「規定」を「文書」に改める。

第22条第1項中「決定し」の次に「、振替伝票を発行するとともに」を加え、同条第2項を削る。

第23条第1項中「企業出納員」を「各課の長」に改め、同条第2項中「支出伝票」を「支払伝票」に改める。

第24条第1項中「決定しなければならない」を「決定し、支払伝票を発行するとともに、それぞれの整理簿に記帳しなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「企業出納員」を「各課の長」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「企業出納員」を「各課の長」に改め、同項を同条第3項とする。

第24条の2第2項中「支出命令所管課長」を「各課の長」に、「企業出納員」を「経理課長」に改める。

第31条の見出し中「現金出納内訳簿」を「現金出納簿」に改め、同条中「企業出納員」を「各課の長」に、「現金出納内訳簿」を「現金出納簿」に改める。

第34条第2項を次のように改め、同条第3項を削る。

2 各課の長は、受け入れ、又は払い出した預り金に係る収入伝票又は支払伝票を発行するとともに、現金出納簿又は預金口座出納内訳簿及び預り金整理簿に記帳しなければならない。

第39条、第42条、第44条第2項、第45条第2項及び第46条から第50条までの規定中「企業出納員」を「経理課長」に改める。

第52条中「企業出納員」を「各課の長」に改める。

第53条中「企業出納員」を「経理課長」に、「市長」を「事務局長」に改める。

第61条第1項中「報告しなければならない」を「報告するとともに、振替伝票を発行しなければならない」に改め、同条第3項を削る。

第62条第3項中「企業出納員」を「各課の長」に改める。

第63条第3項中「企業出納員」を「各課の長」に、「報告」を「精算」に改める。

第68条中「によって取得の翌年度から」を「により、有形固定資産及び無形固定資産にあっては事業の用に供した日の属する月から、投資その他の資産にあっては資産計上した日の属する月の翌月からそれぞれ月数に応じて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 固定資産を除却した場合は、当該除却した固定資産については、当該年度の減価償却は行わないものとする。

ただし、当該固定資産を除却した月の前月まで減価償却を行う必要がある場合は、この限りでない。

附 則

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

2 改正後の第68条の規定は、平成27年度の事業年度から適用する。

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第135号

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則(平成21年規則第78号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

低 体 重 児 出 生 届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所

氏 名

乳児との関係

母子保健法第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

乳 児	ふりがな 氏 名		個人番号	
	現 在 地	電話番号		
	出 生 場 所 (医療機関名)			
	出 生 日 時	年 月 日	午前 午後	時
	在 胎 週 数 (妊娠期間)	週 日 第 子、単胎/多胎(胎)		
	出生時の体重、 性 別 等	グラム (男・女)		
産 婦	ふりがな 氏名及び年齢	(歳)	個人番号	
	住 所			
	居所(住所地と異なる場合)			
	連絡可能な電話番号			
参 考 事 項	(お子さんの様子や心配なこと、相談したいことなどを記入してください。)			

- (注) 1 乳児の出生体重が2,500グラム未満の場合は、この届出をしてください。
 2 乳児の現在地欄は、乳児が現に病院若しくは診療所又は助産所に入院しているときは、その名称も記入してください。
 3 参考事項欄は、乳児の症状その他養育上参考となる事項を記入してください。

様式第 2 号中

ふりがな 氏 名	
-------------	--

を

ふりがな 氏 名	
個人番号	

に、

ふりがな 氏 名	
-------------	--

を

ふりがな 氏 名	
個人番号	

に

改める。

様式第 4 号中

生年月日

を

生年月日	個人番号

に改める。

附 則

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

.....

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第136号

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

ふりがな 氏 名	
-------------	--

を

ふりがな 氏 名	
個人番号	

に、

「 ふりがな 氏 名 」	を	「 ふりがな 氏 名 個人番号 」	に、
-----------------------	---	-------------------------------	----

「 世帯員氏名 」	を	「 受診者との続柄 」	に
-----------------	---	-------------------	---

「 世帯員氏名 」		個人番号		受診者との続柄		に
-----------------	--	------	--	---------	--	---

改める。
様式第 6 号中

「 ふりがな 氏 名 」	を	「 ふりがな 氏 名 個人番号 」	に
-----------------------	---	-------------------------------	---

改める。
様式第 12 号中

「 ふりがな 氏 名 」	を	「 ふりがな 氏 名 個人番号 」	に、
-----------------------	---	-------------------------------	----

「 ふりがな 氏 名 」	を	「 ふりがな 氏 名 個人番号 」	に、
-----------------------	---	-------------------------------	----

「 世帯員氏名 」	を	「 受診者との続柄 」	に
-----------------	---	-------------------	---

「 世帯員氏名 」		個人番号		受診者との続柄		に
-----------------	--	------	--	---------	--	---

改める。
様式第 18 号中

「 ふりがな 本人氏名 」	を	「 本 人 ふりがな 氏 名 個人番号 」	に、
------------------------	---	--------------------------------------	----

「 扶養義務者 氏 名 」		本人との 続 柄	
------------------------	--	-------------	--

扶養義務者 住 所		電話番号	
--------------	--	------	--

を

「

扶 養 義 務 者	ふりがな 氏 名		本人との 続 柄	
	個人番号		電話番号	
	住 所			

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。